

国 有 財 産 の 概 要

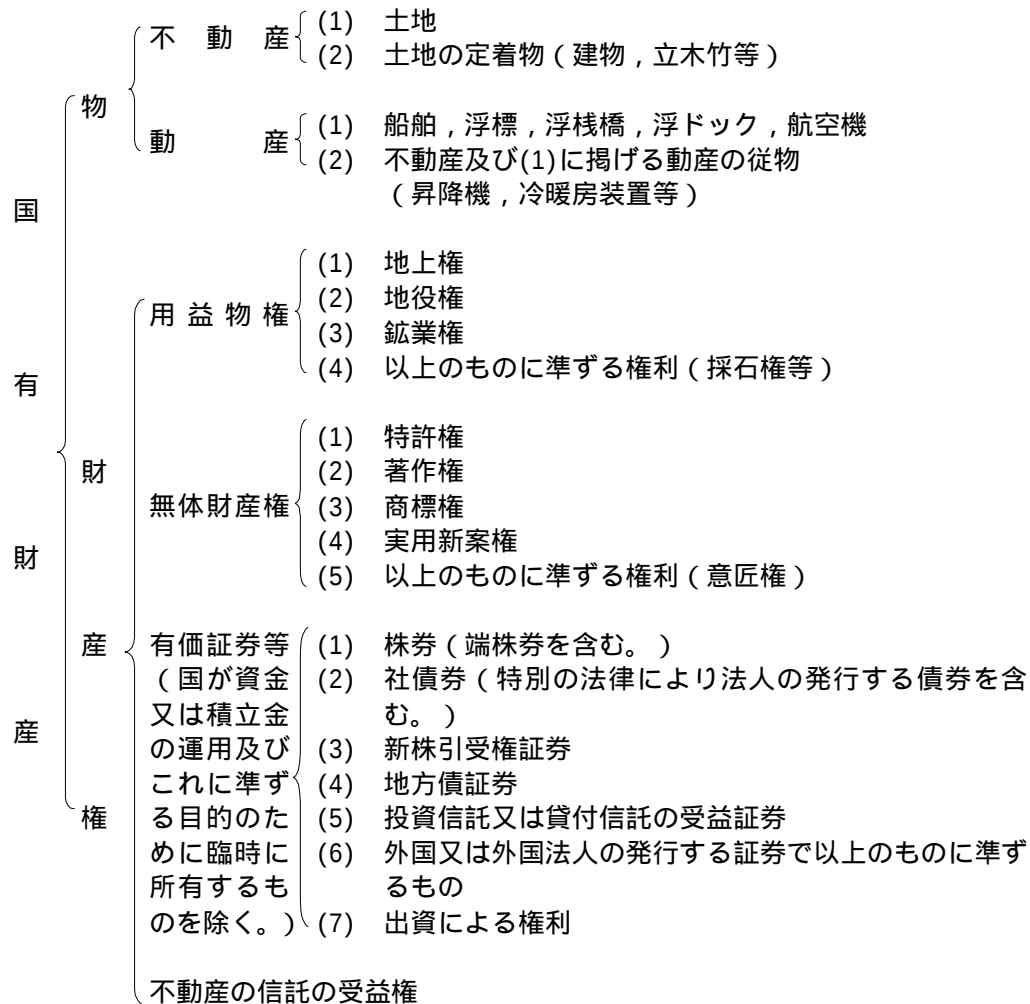
第 1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の無体財産権、地上権、鉱業権等の用益物権など多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいる国有財産とは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条及び第 43 条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第 1 表に示すものをいう。

第 1 表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第 2 条に規定する国有財産



(2) 国有財産法第 43 条に規定する国有財産

旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途によって四つの種類に分けられている。

(1) 行政財産

イ．公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、

国立学校，国立病院，国家公務員宿舎等の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地）

ロ．公共用財産

国において直接公共の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，国有で国が管理している公園（皇居外苑，新宿御苑等），広場，道路，河川，海浜地等）

ハ．皇室用財産

国において皇室の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，皇居，御所，御用邸等）

ニ．企業用財産

国において国の企業（造幣局，印刷局，国有林野，アルコール専売及び郵政の各特別会計の行う事業）又はこれらの企業に従事する職員の住居の用に供し，又は供するものと決定した財産（例えば，国有林野，造幣局及び印刷局の工場施設等）

(2) 普通財産

普通財産とは，行政財産以外の一切の国有財産をいい，原則として特定の行政目的に供されることのないものである。

普通財産はその取得の経緯からみると，旧陸海軍省所管の行政財産が不用となり大蔵省に引き継がれて普通財産となったもの，財産税法又は相続税法等の規定により租税物納として国庫に納付されて普通財産となったもの，又は土地で明治初期の地租改正時に官有地とされたもの等が大部分を占めるが，そのほか行政財産が不用となって本来の行政目的に供されなくなった場合，すなわち用途廃止されて普通財産となったもの等がある。

3．国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは，これを取得し，維持保存し，又は貸付け等の運用をすることであり，処分とは，売払い，交換，譲与，信託等をするをいう。

これら管理処分の仕組みは，行政財産と普通財産とでは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが，これを処分したり，また，国有財産法に定める場合（例えば，地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において，これらの者のために地上権を設定する場合等）のほか，これに私権を設定することはできないことになっている。これに対し普通財産は，原則として大蔵大臣が管理処分し，これに私権を設定することも可能である。

行政財産が不用となった場合は，各省各庁の長は，その用途を廃止して普通財産とし，これを大蔵大臣に引き継がなければならない。もっとも，交換や取壊しの目的で用途廃止するものなど引継不適当の財産や造幣局特別会計など 29 の特別会計に属する財産は，用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が，管理処分することができることとなっている。

大蔵大臣は，普通財産を管理処分するほか，国有財産の管理処分を総轄する責任をもっている。国有財産の総轄とは，国有財産の管理処分の適正を期するため，国有財産の制度を整え，その管理処分の事務を統一し，その増減，現在額及び現状を明らかにし，並びにその管理処分について，必要な調整をすることをいう。

なお，大蔵大臣の行う総轄事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は，その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている。また，管理処分の事務は，一定の手続を経れば，地方公共団体又はその吏員に取り扱わせることができる。

(2) 法的仕組み

イ．国有財産法は，広義の国有財産の管理処分の基本法である財政法の下において，不動産会計の分野を担当する法律である（他の分野については，それぞれの法律（現金については会計法，物品管理については物品管理法，債権管理については国の債権の管理等に関する法律）がある。）。

すなわち，国有財産法は，不動産を中心とする狭義の国有財産の管理処分を律する基本法であり，その第 1 条において国有財産の管理処分については，「他の法律に特別の定めのある場合を除く外，この法律の定めるところによる。」と規定されている。

ロ．行政の多様化，複雑化に応じ，また社会経済情勢の推移に伴い，国有財産の用途も多種多様となり，その管理方式等もおのずから異なったものとなる。このため，基本法である国有財産法のみではすべてを律すること

は困難であり、また、例外的規定を設けたほうがその管理処分 of 適正が期せられる場合もある。このような場合には、特例的規定を盛り込んだ特別法が制定されることになるが、これらの特別法は国有財産法に優先して特定の国有財産に適用されるものであり、現在かなりの数に及んでいる。

その主要なものを分類例示すると次のとおりである。

イ 無償貸付（無償使用又は収益の許可）に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 2 条（公共団体に対する水道施設，防波堤等の公共の用に供する場合の無償貸付及び地方公共団体等に対する社会福祉施設，義務教育諸学校施設等の用に供する場合（一定の要件に該当する場合に限る。）の無償貸付）
- (ロ) 国有林野法第 8 条の 2 及び第 8 条の 4（地方公共団体等に対する国有林野の無償貸付，風水害等の場合における貸付等の対価の免除）
- (ハ) 道路法第 90 条（地方公共団体に対する都道府県道，市町村道の用に供する場合の無償貸付）
- (ニ) 農地法第 68 条（自作農者等に対する土地の売渡しをするまでの間の一时无償使用）
- (ホ) 警察法第 78 条（都道府県に対する警察用国有財産の無償使用）
- (ヘ) 空港整備法第 15 条（地方公共団体に対する第三種空港内普通財産の無償貸付）
- (ト) 下水道法第 36 条（地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の無償貸付）

ロ 譲与に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 5 条及び第 6 条の 2（地方公共団体からの寄附財産の用途を廃止した場合の譲与及び老朽居住用建物の譲与）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 5 条（旧軍港市転換事業の用に供するための譲与）
- (ハ) 公有水面埋立法第 25 条（埋立工事の施行によって不用となった公共用財産の埋立免許を受けた者に対する譲与）
- (ニ) 土地改良法第 50 条，第 94 条の 3 及び第 94 条の 4（土地改良事業の施行により不用となった公共用施設に係る国有地の譲与，一般土地改良施設に係る土地等の譲与）
- (ホ) 港湾法第 53 条及び第 55 条（港湾管理者に対する直轄工事によって生じた土地又は工作物の譲与，港湾管理者が設立された場合における国の所有等に属する港湾施設の譲与）
- (ヘ) 道路法第 90 条及び第 94 条（地方公共団体に対する都道府県道，市町村道の用に供する場合の譲与，地方公共団体に対する不用物件の譲与）
- (ト) 空港整備法第 16 条（地方公共団体に対する第二種空港又は第三種空港の供用の廃止等に伴い不用となった土地，工作物の譲与）
- (フ) 下水道法第 36 条（地方公共団体に対する公共下水道等の用に供する場合の譲与）
- (リ) 河川法第 93 条（都道府県に対する二級河川に係る廃川敷地等の譲与）

ハ 売払代金又は交換差金の延納に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 11 条（普通財産の売払代金等の延納）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 4 条（旧軍港市転換事業の用に供するための普通財産の売払代金等の延納）

二 売払価格又は貸付料の減額に関する特例

- (イ) 国有財産特別措置法第 3 条及び第 6 条の 2（地方公共団体等に対する医療施設，社会福祉施設，学校施設等の用に供する場合の減額譲渡・貸付，老朽居住用建物の敷地の減額譲渡）
- (ロ) 旧軍港市転換法第 4 条（旧軍港市転換事業の用に供するための減額譲渡）
- (ハ) 国有林野法第 8 条の 2 から第 8 条の 4 まで（地方公共団体等に対する国有林野の減額貸付等，風水害等の場合における貸付け等の対価の減額）

ホ 管理及び処分の機関に関する特例

- (イ) 土地改良法第 94 条（国営土地改良財産の農林水産大臣による管理処分）
- (ロ) 漁港法第 24 条の 5（国の施行する漁港修築事業によって生じた土地又は工作物の農林水産大臣による管理処分）
- (ハ) 文化財保護法第 87 条（重要文化財等の文部大臣による管理）
- (ニ) 港湾法第 53 条（直轄工事によって生じた土地又は工作物の運輸大臣による譲与）

(ホ) 道路法第 94 条（建設大臣による不用物件の譲与）

(ハ) 農地法第 78 条及び第 80 条（買収した土地，立木等の農林水産大臣による管理処分）

(ト) 河川法第 93 条（二級河川に係る廃川敷地等の建設大臣による譲与）

(3) 国有財産台帳

イ．国有財産の管理処分を適正，かつ，効率的に行うためには，この対象である国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は，国有財産台帳を備えて，その所管する財産の現況を記録することとしている。

この国有財産台帳は，各会計別に，かつ，分類及び種類ごとに，さらに，財産の区分（土地，立木竹，建物，工作物等の区分をいう。），種目（土地における敷地，宅地，原野等の区別，建物における事務所建，住宅建等の区別をいう。），所在，数量，価格，得喪変更の年月日及び事由，その他必要な事項を記載することになっている。したがって，国有財産の取得，所管換，処分その他の事由によって，これに変動が生じた場合には，その増減を台帳に記載して整理を行っている。

このような国有財産は，原則としてすべて国有財産台帳に登録されるが，例外として登録しないことになっているものがある。これは，(イ)公共用財産のうち，公園，広場以外の用に供されているもの，すなわち，道路，河川，海浜地等と，(ロ)一般会計に属する普通財産のうち，都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

このような公共の用に供されている道路，河川及び海浜地等のうち，特別法（例えば，道路法，河川法及び海岸法等）が適用される公共用財産については，それらの所管大臣がそれぞれの法律に規定する台帳に登録することによって，その現状を明らかにすることとなっている。

また，このほか，国有財産台帳に登録されていない国有財産としていわゆる脱落地がある。これらは，現状の把握がされていないため台帳に登録されていないものである。脱落地については，その実態の把握に努め，逐次台帳に登録することとしている。

ロ．国有財産台帳に新たに登録される価格は，原則として取得価格であるが，この台帳価格については，国の企業に属するもの，株券・社債券・出資による権利等及び不動産の信託の受益権等を除き，その後の物価変動等に伴う修正を行うため，原則として 5 年ごとにその年の 3 月 31 日現在の現況において評価替を行い，その評価額により改定している。

また，国の企業に属する財産については，それぞれの特別会計法令の定めるところにより改定している。

この特集号に計上されている価格は，次の時点における価格改定後のものである。

(イ) 国の企業に属するもの，株券，社債券，出資による権利等及び不動産の信託の受益権以外の財産については，平成 3 年 3 月 31 日現在

(ロ) 造幣局，印刷局，アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に関する財産については，平成 3 年 4 月 1 日現在

(ハ) 国有林野事業特別会計に関する財産については，昭和 51 年 4 月 1 日現在

(4) 国有財産増減及び現在額報告書，同総計算書

各省各庁の長は，その所管する国有財産について，国有財産台帳に記載された毎会計年度間における増減及び当該年度末における現在高を集計し，国有財産増減及び現在額報告書を調製したうえ，翌年度 7 月末までに大蔵大臣に送付し，大蔵大臣はこれに基づき国有財産増減及び現在額総計算書を調製することとされている。

大蔵大臣は，この総計算書を内閣に送付し，内閣はさらにこれを会計検査院に送付して検査を受けたうえ，翌年度開会の国会の常会に報告することが常例となっている。

国有財産台帳に登録されている財産は，原則として，すべて国有財産増減及び現在額報告書に計上されるが，国有財産法第 41 条の規定によって，朝鮮，台湾，樺太，南洋，関東州及びその他の外国に係る財産（在外公館等に係るものを除く。）は，この報告書には，計上されていない。

(注) 1．本特集号の国有財産に関する統計数字は，国有財産増減及び現在額総計算書等に基づき作成したものである。

2．国有財産関係統計の数字は，原則として単位未満を切り捨てて作成したので，合計数字と符合しないことがある。

3．統計の配列は，総括関係統計，行政財産関係統計，普通財産関係統計の順とした。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の総額は、平成7年3月31日現在で、87兆2,017億円となっており、そのうち、行政財産は48兆1,043億円（55.2%）、普通財産は39兆973億円（44.8%）である。

2. 分類別・種類別・会計別現在額（統計2，7参照）

国有財産の総額を分類別（行政財産、普通財産の別）、種類別（行政財産の中の公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産の別）、会計別（一般会計、特別会計の別）にみると第2表のとおりである。

公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産及び普通財産について、それぞれの用途を図示すれば次項のとおりである。

3. 所管別現在額（統計4，17，19，25参照）

国有財産の総額について、その財産を所管する各省各庁別にみると第3表のとおりである。

主な所管についてみると、大蔵省所管では普通財産32兆4,693億円（主として政府出資等25兆1,592億円）、総理府所管では防衛庁、防衛施設庁及び警察庁等の公用財産9兆7,971億円、宮内庁の皇室用財産1兆3,133億円並びに環境庁の公共用財産7,755億円、農林水産省所管では国有林野事業特別会計の企業用財産7兆5,740億円（主として立木竹5兆8,146億円）、文部省所管では国立学校特別会計の公用財産7兆4,214億円、郵政省所管では郵政事業特別会計の企業用財産5兆3,346億円が主なものである。

第2表 国有財産分類別・種類別・会計別現在額（平成7年3月31日現在）

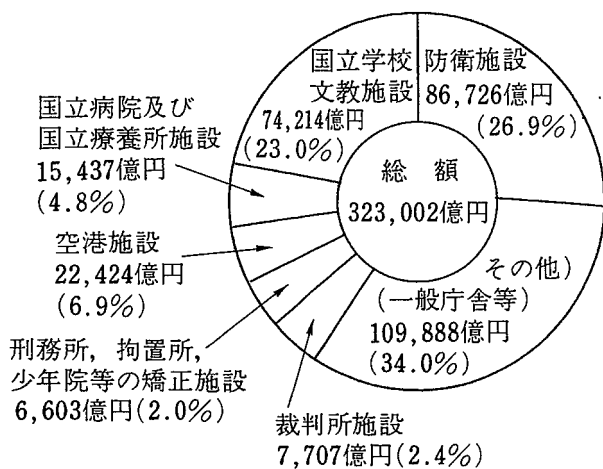
（単位 百万円）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他		価 格 計	割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		
	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
（一般会計）								
行政財産	1,297,665	10,996,672	36,883	3,100,106	6,435,762	航空機 2,563,544	20,532,541	44.4
公用財産	1,211,678	8,733,846	36,484	3,035,547	6,353,952	〃 2,563,544	18,123,347	39.2
公共用財産	61,325	998,554	204	36,606	60,696	工 作 物 55,166	1,095,856	2.4
皇室用財産	24,661	1,264,271	195	27,952	21,113	〃 19,879	1,313,337	2.8
企業用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	1,001,038	6,145,767	6,828	608,315	18,964,651	政府出資等 18,413,625	25,718,734	55.6
計	2,298,703	17,142,439	43,712	3,708,421	25,400,413		46,251,275	100.0
（特別会計）								
行政財産	86,983,377	11,801,368	47,195	4,962,860	10,807,566	立 木 竹 5,921,233	27,571,795	67.3
公用財産	1,389,119	8,135,540	36,490	3,317,009	2,724,400	工 作 物 2,564,128	14,176,950	34.6
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—
企業用財産	85,594,258	3,665,827	10,704	1,645,850	8,083,166	立 木 竹 5,815,733	13,394,845	32.7
普通財産	122,127	965,448	661	30,624	12,382,566	政府出資等 12,352,230	13,378,639	32.7
計	87,105,505	12,766,817	47,857	4,993,485	23,190,132		40,950,435	100.0
（合 計）								
行政財産	88,281,043	22,798,040	84,079	8,062,967	17,243,329	工 作 物 6,885,081	48,104,336	55.2
公用財産	2,600,797	16,869,386	72,975	6,352,557	9,078,353	〃 4,542,872	32,300,297	37.0
公共用財産	61,325	998,554	204	36,606	60,696	〃 55,166	1,095,856	1.3
皇室用財産	24,661	1,264,271	195	27,952	21,113	〃 19,879	1,313,337	1.5
企業用財産	85,594,258	3,655,827	10,704	1,645,850	8,083,166	立 木 竹 5,815,733	13,394,845	15.4
普通財産	1,123,165	7,111,216	7,490	638,940	31,347,217	政府出資等 30,765,856	39,097,373	44.8
合 計	89,404,209	29,909,256	91,569	8,701,907	48,590,546		87,201,710	100.0

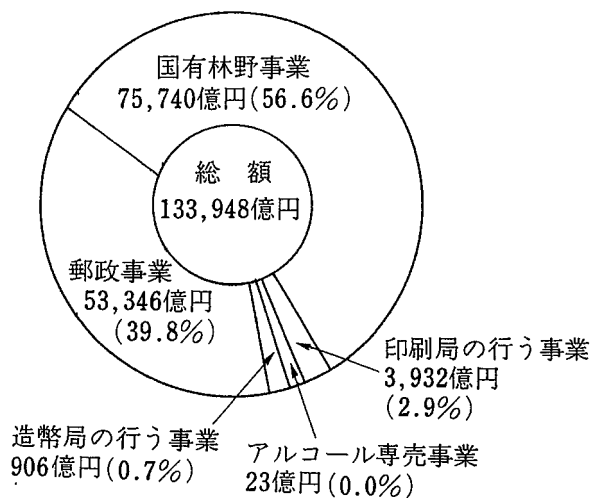
（注） 1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計が53.0%で、特別会計が47.0%である

2. 「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

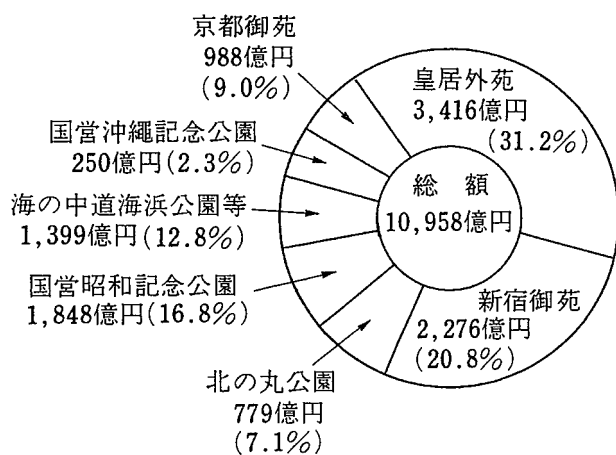
(1) 公用財産（統計 2， 3， 7， 19 参照）



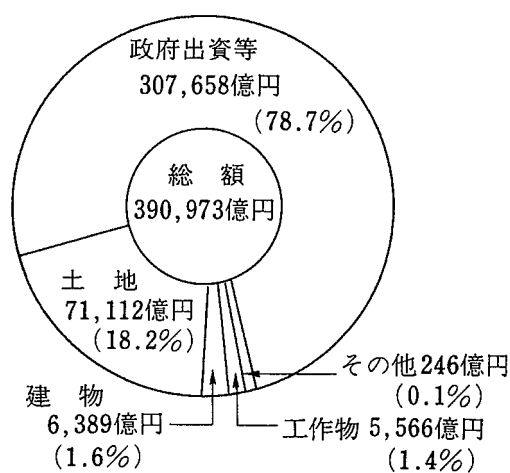
(4) 企業用財産（統計 2， 3， 7， 19 参照）



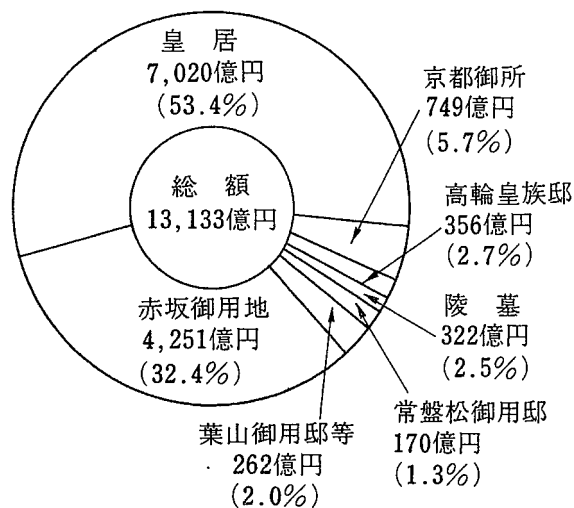
(2) 公共用財産（統計 2， 3， 7， 19， 20 参照）



(5) 普通財産（統計 2， 3， 7， 25 参照）



(3) 皇室用財産（統計 2， 3， 7， 19， 21 参照）



第3表 国有財産分類別・所管別現在額（平成7年3月31日現在）

（単位 百万円）

分類・所管	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（行政財産）	千平方メートル		延べ千平方メートル						%
衆議院	301	303,848	385	48,486	29,406	工 作 物	29,163	381,742	0.8
	153	158,045	139	17,406	9,785		"	9,677	185,236
最高裁判所	2,671	509,069	1,764	186,646	75,059	"	74,485	770,776	1.6
会計検査院	57	13,701	43	3,793	2,124	"	2,082	19,619	0.0
内閣	61	23,115	53	2,956	1,156	"	1,127	27,228	0.1
総理府	1,019,504	5,623,851	14,741	1,115,215	5,147,050	航 空 機	2,543,811	11,886,118	24.7
法務省	41,294	744,595	4,944	422,645	185,036	工 作 物	183,212	1,352,278	2.8
外務省	1,213	75,414	460	46,060	29,017	"	28,911	150,493	0.3
大蔵省	15,460	2,037,282	8,652	758,651	290,407	"	284,920	3,086,341	6.4
文部省	1,299,352	4,994,842	22,991	1,846,788	1,148,088	"	1,021,249	7,989,719	16.6
厚生省	34,296	1,562,693	9,597	1,080,903	678,217	"	674,256	3,321,813	6.9
農林水産省	85,742,734	735,207	4,135	300,439	7,369,078	立 木 竹	5,818,025	8,404,725	17.5
通商産業省	2,691	199,806	865	108,083	92,087	工 作 物	90,901	399,977	0.8
運輸省	72,580	1,854,486	2,562	277,198	1,081,541	"	891,090	3,213,226	6.7
郵政省	8,976	3,108,932	8,978	1,495,208	865,391	"	864,175	5,469,532	11.4
労働省	1,607	181,127	1,066	100,046	49,826	"	49,427	331,001	0.7
建設省	38,004	655,097	2,662	250,190	188,581	"	174,262	1,093,870	2.3
自治省	82	16,919	33	2,245	1,470	"	1,470	20,635	0.0
計	88,281,043	22,798,040	84,079	8,062,967	17,243,329			48,104,336	100.0
（普通財産）									
衆議院	—	—	—	—	—		—	—	—
参議院	—	—	0	9	0	工 作 物	0	10	0.0
最高裁判所	—	—	—	—	—		—	—	—
会計検査院	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣	—	—	—	—	—		—	—	—
総理府	48	1,532	2,655	345,181	327,387	工 作 物	317,973	674,101	1.7
法務省	2	3,406	—	—	—		—	3,406	0.0
外務省	19	103	7	70	68	工 作 物	68	243	0.0
大蔵省	855,776	6,801,825	4,653	277,407	25,390,098	政府出資等	25,159,245	32,469,331	83.0
文部省	1,547	86,977	34	9,471	3,235	工 作 物	3,148	99,684	0.3
厚生省	450	35,525	64	3,649	1,030,603	政府出資等	1,028,241	1,069,778	2.7
農林水産省	263,512	5,342	57	2,497	50,957	"	45,402	58,797	0.2
通商産業省	2	62	—	—	19,055	"	18,869	19,118	0.1
運輸省	716	143,810	7	284	460,385	"	459,212	604,479	1.5
郵政省	22	9,374	0	122	352,760	"	342,688	362,256	0.9
労働省	10	913	1	75	2,285,832	"	2,285,817	2,286,821	5.9
建設省	1,056	22,342	6	170	1,426,833	"	1,426,378	1,449,345	3.7
自治省	—	—	—	—	—		—	—	—
計	1,123,165	7,111,216	7,490	638,940	31,347,217			39,097,373	100.0
（合計）									
衆議院	301	303,848	385	48,486	29,406	工 作 物	29,163	381,742	0.4
参議院	153	158,045	140	17,415	9,785	"	9,678	185,246	0.2
最高裁判所	2,671	509,069	1,764	186,646	75,059	"	74,485	770,776	0.9
会計検査院	57	13,701	43	3,793	2,124	"	2,082	19,619	0.0
内閣	61	23,115	53	2,956	1,156	"	1,127	27,228	0.0
総理府	1,019,552	5,625,383	17,397	1,460,397	5,474,438	航 空 機	2,543,811	12,560,219	14.4
法務省	41,297	748,002	4,944	422,645	185,036	工 作 物	183,212	1,355,684	1.6
外務省	1,232	75,518	468	46,130	29,086	"	28,979	150,736	0.2
大蔵省	871,236	8,839,107	13,306	1,036,059	25,680,505	政府出資等	25,159,245	35,555,672	40.8
文部省	1,300,900	5,081,819	23,025	1,856,260	1,151,323	工 作 物	1,024,397	8,089,403	9.3
厚生省	34,746	1,598,218	9,661	1,084,553	1,708,820	政府出資等	1,028,241	4,391,592	5.0
農林水産省	86,006,246	740,550	4,193	302,936	7,420,036	立 木 竹	5,818,194	8,463,523	9.7
通商産業省	2,693	199,869	865	108,083	111,142	工 作 物	90,903	419,095	0.5
運輸省	73,297	1,998,296	2,570	277,482	1,541,926	"	891,973	3,817,706	4.4
郵政省	8,999	3,118,307	8,979	1,495,330	1,218,151	"	864,247	5,831,789	6.7
労働省	1,618	182,041	1,067	100,122	2,335,658	政府出資等	2,285,817	2,617,822	3.0
建設省	39,060	677,440	2,668	250,360	1,615,414	"	1,426,378	2,543,215	2.9
自治省	82	16,919	33	2,245	1,470	工 作 物	1,470	20,635	0.0
計	89,404,209	29,909,256	91,569	8,701,907	48,590,546			87,201,710	100.0

（注）「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

4. 区分別現在額（統計 2, 7, 19, 25 参照）

国有財産の総額を区分別（土地，建物，工作物等の別）にみると第 4 表のとおりである。

(1) 土 地

土地の総額（前述のように公共用財産である道路，河川，海浜地等は含まれていない。）は，89,404 百万平方メートル，29 兆 9,092 億円である。

この数量は，我が国土面積 377,818 百万平方メートルの約 23.7%に当たり，その総数量の 95.7%に当たる 85,584 百万平方メートル，3,313 億円は農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産であり，その大部分は森林及び原野である。

公用財産の土地は 2,600 百万平方メートル，16 兆 8,693 億円であり，その主なものは，文部省 1,299 百万平方メートル，4 兆 9,948 億円（主として国立学校特別会計）及び総理府 953 百万平方メートル，3 兆 6,049 億円（主として防衛庁）である。

普通財産の土地は 1,123 百万平方メートル，7 兆 1,112 億円であり，その大部分は大蔵省（一般会計）の 848 百万平方メートル，6 兆 1,364 億円である。

(2) 立木竹

立木竹の総額 5 兆 9,570 億円のうち，大部分を占める 5 兆 8,146 億円（主として立木 5 兆 7,382 億円）は，農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産である。

(3) 建 物

建物の延べ面積 91 百万平方メートル，8 兆 7,019 億円のうち行政財産は延べ 84 百万平方メートル，8 兆 629 億円であり，これは主として庁舎，国立学校の校舎等である。

普通財産は，延べ 7 百万平方メートル，6,389 億円であって，その大部分の延べ 4 百万平方メートル，2,538 億円は大蔵省（一般会計）のものである。

(4) 工作物

工作物の総額 7 兆 4,417 億円のうち，行政財産は 6 兆 8,850 億円であり，その主なものは，農林水産省（国有林野事業特別会計）の企業用財産 1 兆 3,503 億円，文部省（国立学校特別会計）の公用財産 9,724 億円，総理府（主として防衛庁）の公用財産 9,501 億円及び郵政省（郵政事業特別会計）の企業用財産 8,528 億円である。

普通財産は 5,566 億円であり，その主なものは，総理府（一般会計）の 3,179 億円及び大蔵省（一般会計）の 2,162 億円である。

(5) 機械器具

機械器具の総額 7 億円は，大蔵省（一般会計）の普通財産であり，旧陸軍省，海軍省及び軍需省から大蔵省が引継ぎを受けたものである。

(6) 船 舶

船舶の総額 4,780 隻，1 兆 8,352 億円のうち，行政財産は 4,712 隻，1 兆 8,277 億円であり，その主なものは，総理府（主として防衛庁）の 763 隻，1 兆 6,042 億円及び運輸省（主として海上保安庁）の 1,092 隻，1,603 億円の公用財産である。

なお，普通財産は，68 隻，74 億円である。

(7) 航空機

航空機 1,942 機，2 兆 5,706 億円のうち大部分が行政財産であり，その主なものは，総理府（主として防衛庁）の 1,829 機，2 兆 5,438 億円及び運輸省（主として海上保安庁）82 機，263 億円の公用財産である。

(8) 地上権等及び特許権等（統計 8, 9 参照）

地上権等（地上権，地役権，鉱業権）の総額は，46 百万平方メートル，25 億円であり，その主なものは，総理府（防衛庁）の公用財産 211 千平方メートル，11 億円及び文部省（国立学校特別会計）の公用財産 40 百万平方メートル，6 億円である。

また，特許権等（特許権，著作権，商標権，実用新案権等）の総額は，1,002 千件，66 億円であり，その主なものは，建設省の公用財産 984 千件，44 億円である。

第4表 国有財産区分別現在額（平成7年3月31日現在）

（単位 百万円）

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格
土地	千平方メートル	89,404,209	29,909,256
建物	延べ千平方メートル	91,569	5,957,074
機械器具			8,701,907
船舶	隻	4,780	7,441,766
航空機	機	1,942	761
地上権等	千平方メートル	46,220	1,835,234
特許権等	千件	1,002	2,570,627
政府出資等			2,553
不動産の信託の受益権	件	1	6,673
計			30,765,856
			9,999
			87,201,710

第5表 政府出資現在額（平成7年3月31日現在）

（単位 百万円）

政府出資法人	法人数	政 府 出 資		
		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計
公 団	13	607,837	3,337,988	3,945,825
金融機関	13	1,607,332	1,743,650	3,350,982
国際機関	12	3,114,223	1,200,717	4,314,941
その他特殊法人	64	12,914,023	5,143,401	18,507,425
特殊会社	4	—	926,469	926,469
清算法人	4	618	—	618
合 計	110	18,244,034	12,352,227	30,596,262

- (注) 1. 公団...日本道路公団外 12 公団。
2. 金融機関...北海道東北開発公庫外 8 公庫，日本銀行外 2 銀行及び商工組合中央金庫。
3. 国際機関...国際通貨基金，国際復興開発銀行，国際金融公社，国際開発協会，アジア開発銀行，アフリカ開発基金，米州開発銀行，アフリカ開発銀行，米州投資公社，多数国間投資保証機関，一次産品共通基金及び欧州復興開発銀行。
4. その他特殊法人...上記法人及び特殊会社，清算法人以外の特別の法律に基づき設立された法人で，海外経済協力基金外 63 法人。
5. 特殊会社...特別の法律に基づき設立された株式会社で日本電信電話株式会社外 3 会社。
6. 清算法人...日本製鉄株式会社等清算法人と南方開発金庫等いわゆる閉鎖機関。

(9) 政府出資等（統計 12，13 参照）

政府出資等（株券，社債券，地方債証券，受益証券，出資による権利等）の総額は，30 兆 7,658 億円であり，これは国有財産総額の 35.3%を占めている。その大部分の 30 兆 5,962 億円は政府出資であり，その他有価証券は 1,695 億円となっている。

政府出資とは，国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資したことにより取得した出資による権利又は出資証券であり，これを会計別，出資法人の種類別にみると第5表のとおりである。

政府出資の会計別内訳は，一般会計からの出資 18 兆 2,440 億円及び特別会計からの出資 12 兆 3,522 億円である。また，出資法人別にみると，石油公団等公団に対する出資 3 兆 9,458 億円，日本輸出入銀行等金融機関に対する出資 3 兆 3,509 億円，国際開発協会等国際機関に対する出資 4 兆 3,149 億円，海外経済協力基金等その他特殊法人に対する出資 18 兆 574 億円等である。

(10) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は，1 件 99 億円であり，すべて郵政省（郵政事業特別会計）の普通財産である。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計 14，15 参照）

平成6年度中の総増加額は5兆5,964億円，総減少額は1兆1,961億円であり，差引4兆4,002億円の純増加となっている。

第6表 国有財産分類別・種類別増減額（平成6年度）

（単位 百万円）

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち		価 格	割 合
（増 加 額）	千平方メートル		延べ千平方メートル						%
行 政 財 産	30,877	291,283	3,194	693,780	1,628,740	工 作 物	814,129	2,613,804	46.7
公 用 財 産	3,522	216,020	2,653	550,134	1,226,593	〃	615,708	1,992,748	35.6
公共用財産	445	3,651	20	5,850	10,490	〃	9,755	19,992	0.4
皇室用財産	0	11	0	197	1,644	〃	1,627	1,853	0.0
企業用財産	26,909	71,599	520	137,598	390,011	立 木 竹	202,973	599,210	10.7
普 通 財 産	63,481	1,164,752	1,024	167,481	1,650,392	政府出資等	1,520,054	2,982,626	53.3
合 計	94,358	1,456,036	4,219	861,261	3,279,132			5,596,430	100.0
（減 少 額）									
行 政 財 産	61,984	176,108	1,256	91,238	229,946	工 作 物	91,011	497,293	41.6
公 用 財 産	4,574	163,333	1,050	67,365	170,116	船 舶	90,900	400,815	33.5
公共用財産	0	—	3	498	476	工 作 物	470	975	0.1
皇室用財産	0	5	0	1	118	〃	110	126	0.0
企業用財産	57,409	12,769	202	23,372	59,234	立 木 竹	30,646	95,375	8.0
普 通 財 産	61,111	333,946	783	115,912	248,990	政府出資等	164,908	698,849	58.4
合 計	123,096	510,054	2,039	207,150	478,937			1,196,142	100.0
（差 引 額）									
行 政 財 産	△ 31,107	115,175	1,937	602,542	1,398,793	工 作 物	723,117	2,116,511	48.1
公 用 財 産	△ 1,051	52,687	1,602	482,769	1,056,476	〃	553,865	1,591,932	36.2
公共用財産	445	3,651	17	5,351	10,013	〃	9,285	19,016	0.4
皇室用財産	△ 0	5	0	195	1,525	〃	1,516	1,726	0.0
企業用財産	△ 30,500	58,830	317	114,226	330,777	立 木 竹	172,327	503,835	11.5
普 通 財 産	2,369	830,805	241	51,569	1,401,401	政府出資等	1,355,146	2,283,777	51.9
合 計	△ 28,738	945,981	2,179	654,111	2,800,195			4,400,288	100.0

（注）「その他」は，立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

2. 分類別，種類別増減額

平成6年度中の増減額を分類別，種類別にみると第6表のとおりである。

行政財産の純増加額は2兆1,165億円であり，その大部分は公用財産1兆5,919億円である。

また，普通財産の純増加額は2兆2,837億円である。

3. 会計別増減額

平成6年度中の増減額を会計別にみると第7表のとおりである。

一般会計については，2兆8,222億円の純増加となっているが，これは政府出資等1兆216億円，土地6,779億円，工作物3,193億円が増加の主なものであり，特別会計についての純増加は1兆5,780億円で，これは工作物4,548億円，建物3,455億円，政府出資等3,334億円が増加の主なものである。

4. 所管別増減額（統計 15 参照）

平成6年度中の増減額を所管別にみると，第8表のとおりである。この純増加額では，大蔵省2兆631億円（主として出資），総理府7,558億円（主として防衛庁における航空機の新造）が主なものである。

5. 区分別増減額（統計 14 参照）

平成6年度中の増減額を区分別にみると第9表のとおりである。この純増加額の主なものは、政府出資等1兆3,551億円（主として出資）、土地9,459億円（主として租税物納）、工作物7,741億円（主として新設）及び建物6,541億円（主として新築）である。

6. 事由別増減額（統計 14, 15 参照）

国有財産の増減額を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」とに分けることができる。

対外的異動には、購入、新築、新設、新造、交換、出資、売払、譲与等があり、対内的異動には、所管換（各省各庁の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において、二以上の部局等がある場合に、一部局等に所属する財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで一つの口座を分割して二つの口座にし、あるいは二つの口座を一つの口座に併合するような場合をいう。）等がある。

対外的異動には、増加に歳出を伴うもの（購入、新築、新造、現金出資等）と歳出を伴わないもの（交換、現物出資、租税物納等）があり、減少には歳出を伴うもの（売払、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（交換、譲与、取こわし等）とがある。

対内的異動は、調整上の増減及び整理上の増減に分かれることができる。

イ. 調整上の増減

調整上の増減は、所管換、所属替、整理替、引継、引受（引継又は引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を大蔵省へ引き継ぎ、大蔵省がこれを引き受けることをいう。）等の国有財産の管理を効率化するため、国の内部で行う調整に伴う増減であって、国有財産の総量に影響のないものである。

第7表 国有財産会計別増減額（平成6年度）

（単位 百万円）

会 計 別	土 地		建 物		そ の 他		計		
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル					%	
一 般 会 計	21,346	1,037,765	1,783	344,861	2,028,515	政府出資等	1,063,691	3,411,141	61.0
特 別 会 計	73,011	418,271	2,436	516,400	1,250,617	"	456,363	2,185,289	39.0
合 計	94,358	1,456,036	4,219	861,261	3,279,132			5,596,430	100.0
(減 少 額)									
一 般 会 計	17,041	359,781	661	36,290	192,856	船 舶	98,650	588,928	49.2
特 別 会 計	106,054	150,272	1,378	170,860	286,080	工 作 物	129,876	607,213	50.8
合 計	123,096	510,054	2,039	207,150	478,937			1,196,142	100.0
(差 引 額)									
一 般 会 計	4,305	677,983	1,122	308,570	1,835,658	政府出資等	1,021,662	2,822,212	64.1
特 別 会 計	△ 33,043	267,998	1,057	345,540	964,536	工 作 物	454,821	1,578,075	35.9
合 計	△ 28,738	945,981	2,179	654,111	2,800,195			4,400,288	100.0

（注）「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第8表 国有財産所管別増減額（平成6年度）

（単位 百万円）

所 管 別			土 地		建 物		そ の 他		計		
			数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)			千平方メートル		延べ千平方 メートル					%	
衆議院 参議院 最高裁 会計検査院 内閣府 総務省 法務省 外務省 大蔵省 文部省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 郵政省 労働省 建設省 自治省			0	90	0	317	3,012	工 作 物	3,012	3,420	0.1
			0	3	0	332	982	"	980	1,318	0.0
			6	4,053	50	14,597	11,631	"	11,463	30,281	0.5
			—	—	—	6	154	"	153	160	0.0
			—	—	4	767	557	"	553	1,325	0.0
			1,359	26,075	779	141,901	741,149	船 舶	293,860	909,126	16.3
			203	10,712	174	41,782	28,731	工 作 物	28,546	81,226	1.5
			49	1,959	25	3,536	4,769	"	4,762	10,266	0.2
			23,206	1,154,559	1,040	186,251	1,358,605	政府出資等	1,245,379	2,699,416	48.2
			475	50,400	747	146,507	167,274	工 作 物	164,514	364,182	6.5
			615	66,275	439	102,109	102,494	"	95,790	270,878	4.8
			66,705	5,596	169	19,608	292,814	立 木 竹	203,944	318,019	5.7
			3	270	27	6,453	12,145	工 作 物	12,124	18,869	0.3
			661	37,739	113	30,407	144,638	"	91,078	212,784	3.8
			274	79,165	504	135,785	160,106	"	130,862	375,056	6.7
			53	8,628	38	8,403	139,989	政府出資等	134,221	157,022	2.8
			742	10,505	101	22,493	109,916	"	85,048	142,916	2.6
		—	—	—	—	158	工 作 物	158	158	0.0	
		94,358	1,456,036	4,219	861,261	3,279,132			5,596,430	100.0	
(減 少 額) 衆議院 参議院 最高裁 会計検査院 内閣府 総務省 法務省 外務省 大蔵省 文部省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 郵政省 労働省 建設省 自治省			—	—	0	55	229	工 作 物	228	285	0.0
			3	3,087	0	20	68	"	65	3,176	0.3
			76	45,041	44	2,545	1,118	"	1,098	48,705	4.1
			—	—	—	—	0	"	0	0	0.0
			0	101	1	98	14	"	14	213	0.0
			330	22,224	240	17,383	113,675	船 舶	80,492	153,284	12.8
			1,685	18,456	92	3,713	1,918	工 作 物	1,840	24,089	2.0
			8	12	3	231	165	"	164	409	0.0
			16,818	307,726	695	102,673	225,835	政府出資等	164,908	636,235	53.2
			553	41,671	209	10,960	11,382	工 作 物	11,132	64,013	5.4
			323	27,203	269	31,258	21,904	"	21,757	80,365	6.7
			102,066	8,768	189	6,795	42,638	立 木 竹	31,771	58,203	4.9
			8	1,580	4	261	609	工 作 物	590	2,452	0.2
			433	8,636	62	4,850	31,973	船 舶	17,123	45,460	3.8
			130	17,280	138	22,547	22,328	工 作 物	22,322	62,157	5.2
			22	4,248	23	1,042	474	"	472	5,765	0.5
			634	4,014	59	2,623	4,594	"	4,240	11,232	0.9
		—	—	1	87	4	"	4	92	0.0	
		123,096	510,054	2,039	207,150	478,937			1,196,142	100.0	
(差 引 額) 衆議院 参議院 最高裁 会計検査院 内閣府 総務省 法務省 外務省 大蔵省 文部省 厚生省 農林水産省 通商産業省 運輸省 郵政省 労働省 建設省 自治省			0	90	△ 0	261	2,783	工 作 物	2,784	3,135	
	△	3	△ 3,084	△ 0	311	913	"	914	△ 1,858		
	△	69	△ 40,988	△ 6	12,052	10,512	"	10,365	△ 18,423		
		—	—	—	6	154	"	153	160		
	△	0	△ 101	△ 2	669	543	"	538	1,111		
		1,028	3,851	539	124,517	627,473	航 空 機	253,256	755,842		
	△	1,482	△ 7,744	△ 82	38,069	26,812	工 作 物	1,840	57,137		
		40	1,946	21	3,304	4,604	"	4,597	9,856		
		6,388	846,832	345	83,578	1,132,770	政府出資等	1,080,471	2,063,181		
	△	78	8,729	538	135,547	155,892	工 作 物	153,382	300,168		
		292	39,072	169	70,850	80,589	"	74,032	190,513		
	△	35,361	△ 3,172	△ 20	12,812	250,175	立 木 竹	172,173	259,815		
	△	5	△ 1,310	△ 22	6,191	11,536	工 作 物	11,533	16,417		
		228	29,103	50	25,556	112,664	"	77,327	167,324		
		144	61,884	365	113,237	137,777	"	108,540	312,899		
		30	4,380	14	7,361	139,515	政府出資等	134,221	151,256		
		108	6,491	42	19,869	105,321	"	85,048	131,683		
	—	—	△ 1	△ 87	154	工 作 物	154	66			
	△ 28,738	945,981	2,179	654,111	2,800,195			4,400,288			

（注）「その他」は立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

ロ．整理上の増減

整理上の増減は，新規登載（従来，国有財産の取扱いをしなかった国有の財産を新たに国有財産に編入することをいう。），実測（土地，建物及び工作物に適用），実査（立木竹に適用），誤謬訂正，報告洩等に伴う増減である。

以上のような見地から，平成 6 年度中の増減を整理すると第 10 表のとおりであり，増加額では，対外的異動の 86.2% に対し，対内的異動は 13.8%，減少額では，対外的異動の 32.7% に対し，対内的異動 67.3% となっている。

(1) 増加額について

事由別に増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ．対外的異動によるもの（統計 14，15 参照）

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金出資） 1 兆 3,087 億円

これは現金出資により取得した出資による権利，出資証券等であり，その主なものは，一般会計では，海外経済協力基金へ 3,219 億円，宇宙開発事業団へ 1,479 億円，日本原子力研究所へ 719 億円であり，特別会計では，労働省の労働保険特別会計から雇用促進事業団へ 922 億円，及び労働福祉事業団へ 416 億円，大蔵省の電源開発促進対策特別会計から動力炉・核燃料開発事業団へ 788 億円である。

購 入 1,770 億円

これは土地 3,315 千平方メートル，1,666 億円，航空機 2 機 60 億円等であり，その主なものは，土地では，郵政省（郵政事業特別会計）200 千平方メートル，666 億円の企業用財産，厚生省（厚生保険特別会計）307 千平方メートル，317 億円の公用財産及び運輸省（空港整備特別会計）244 千平方メートル，293 億円の公用財産であり，航空機では，総理府（防衛庁）1 機 51 億円の公用財産である。

第 9 表 国有財産区分別増減額（平成 6 年度）

(単位 百万円，%)

区 分	数量単位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	94,358	1,456,036	26.0	123,096	510,054	42.6	△ 28,738	945,981	
立木竹	樹 木 千 本	409	5,379	(0.1)	126	1,883	(0.2)	282	3,495	
	立 木 千立方メートル	9,582	202,601	(3.6)	8,809	30,739	(2.6)	773	171,862	
	竹 千 束	8	0	(0.0)	9	0	(0.0)	△ 1	0	
	計		207,981	3.7		32,623	2.8		175,358	
建 物	建 面 積 千平方メートル	1,679			1,126			553		
	延 べ 面 積 千平方メートル	4,219	861,261	15.4	2,039	207,150	17.3	2,179	654, 111	
工 作 物			938,821	16.8		164,636	13.8		774,185	
機 械 器 具			17	0.0		37	0.0		△ 19	
船 舶	汽 船	隻	208		245			△ 37		
		千 ト ン	27	48,120	(0.9)	27	19,313	(1.6)	0	28,806
	艦 船	隻	42		33			9		
		千 ト ン	38	291,744	(5.2)	22	79,882	(6.7)	16	211,862
	雑 船	隻	154	648	(0.0)	124	417	(0.0)	30	231
		計	隻	404	340,513	6.1	402	99,612	8.3	2
航 空 機		機	113	271,266	4.8	94	17,038	1.4	19	254,227
地 上 権 等		千平方メートル	112	378	0.0	118	17	0.0	△ 6	361
特 許 権 等		件	10,561	99	0.0	937	62	0.0	9,624	36
政 府 出 資 等				1,520,054	27.2		164,908	13.8		1,355,146
不動産の信託の 受益権		件	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			5,596,430	100.0		1,196,142	100.0		4,400,288	

新 築（建物） 5,636 億円

これは建物延べ 2,900 千平方メートルの新築であって、その主なものは、郵政省（郵政事業特別会計）延べ 458 千平方メートル、1,070 億円の企業用財産、文部省（国立学校特別会計）延べ 556 千平方メートル、962 億円の公用財産、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）延べ 427 千平方メートル、867 億円の普通財産及び総理府（主として防衛庁）延べ 477 千平方メートル、734 億円の公用財産である。

新 設（工作物） 5,642 億円

これは工作物の新設であり、その主なものは、文部省（国立学校特別会計）1,063 億円の公用財産、総理府（主として防衛庁）846 億円の公用財産、郵政省（郵政事業特別会計）689 億円の企業用財産及び大蔵省（特定国有財産整備特別会計）532 億円の普通財産である。

新 造（船舶及び航空機） 5,002 億円

これは航空機 98 機、2,630 億円及び船舶 92 隻、2,371 億円の新造であって、航空機は、すべて総理府（主として防衛庁）の公用財産であり、船舶では、総理府（防衛庁）の艦船 15 隻、2,095 億円の公用財産及び運輸省（一般会計）の汽船 37 隻、138 億円の公用財産が主なものである。

（ロ）歳出を伴わないもの

出 資（現物出資） 1,800 億円

これは国有財産等を現物出資したことにより取得した出資による権利、出資証券等であり、その主なものは、国際開発協会への出資 1,571 億円である。

租税物納 8,525 億円

これは土地 3,001 千平方メートル、8,224 億円、有価証券 211 億円等であり、これはすべて大蔵省（一般会計）の普通財産である。

ロ．対内的異動によるもの（統計 14、15 参照）

所管換 2,156 億円

これは土地 3,876 千平方メートル、1,005 億円、建物延べ 351 千平方メートル、692 億円等であり、その主なものは、土地では、大蔵省（特定国有財産整備特別会計）2,703 千平方メートル、481 億円の普通財産、大蔵省（一般会計）102 千平方メートル、148 億円の公用財産及び総理府（一般会計）149 千平方メートル、121 億円の公用財産であり、建物では法務省（一般会計）延べ 67 千平方メートル、198 億円の公用財産、大蔵省（一般会計）延べ 83 千平方メートル、153 億円及び最高裁判所（一般会計）延べ 40 千平方メートル、118 億円の公用財産である。

所属替 3,482 億円

これは、土地 3,347 千平方メートル、1,823 億円及び建物延べ 320 千平方メートル、503 億円等である。

引 受 441 億円

これは、土地 358 千平方メートル、210 億円及び工作物 124 億円等である。

整理替 330 億円

これは、土地 10,543 千平方メートル、232 億円及び建物延べ 48 千平方メートル、44 億円等であり、これらは国有財産台帳の口座を統合し、又は分割したこと等によるものである。

(2) 減少額について

事由別に減少額の主なものを上げると次のとおりである。

イ．対外的異動によるもの（統計 14、15 参照）

（イ）歳入を伴うもの

売 払 1,528 億円

これは土地 49,012 千平方メートル、1,119 億円及び政府出資等 274 億円等であり、その主なものは、土地では、大蔵省（一般会計）5,780 千平方メートル、604 億円の普通財産及び大蔵省（特定国有財産整備特別会計）2,722 千平方メートル、241 億円の普通財産であり、政府出資等はすべて大蔵省（国債整理基金特別会計）197 億円の普通財産である。

第10表 国有財産増減状況（平成6年度）

（単位 百万円）

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他		計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合
	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
（ 増 加 額 ）								
対 外 的 異 動	7,285	1,026,391	3,277	715,302	3,081,539	政府出資等 1,510,004	4,823,233	86.2
歳出を伴うもの	3,588	172,159	3,170	701,031	2,876,782	" 1,308,709	3,749,972	(67.0)
歳出を伴わないもの	3,696	854,232	107	14,271	204,756	" 201,294	1,073,260	(19.2)
対 内 的 異 動	87,073	429,644	941	145,959	197,593	工 作 物 97,882	773,197	13.8
調整上の増加	59,470	407,683	908	143,544	190,103	" 90,831	741,331	(13.2)
整理上の増加	27,602	21,961	33	2,414	7,490	" 7,051	31,866	(0.6)
合 計	94,358	1,456,036	4,219	861,261	3,279,132		5,596,430	100.0
（ 減 少 額 ）								
対 外 的 異 動	53,723	148,897	1,122	62,566	179,160	工 作 物 72,981	390,624	32.7
歳入を伴うもの	49,012	111,900	113	6,593	35,451	政府出資等 27,490	153,945	(12.9)
歳入を伴わないもの	4,711	36,997	1,008	55,972	143,708	工 作 物 69,452	236,679	(19.8)
対 内 的 異 動	69,373	361,156	917	144,584	299,776	政府出資等 114,963	805,517	67.3
調整上の減少	61,113	355,426	908	143,724	188,982	工 作 物 89,711	688,133	(57.5)
整理上の減少	8,260	5,730	8	859	110,794	政府出資等 104,995	117,384	(9.8)
合 計	123,096	510,054	2,039	207,150	478,937		1,196,142	100.0
（ 差 引 額 ）	△ 28,738	945,981	2,179	654,111	2,800,195		4,400,288	

（注）「その他」は立木竹，工作物，機械器具，船舶，航空機，地上権等，特許権等，政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

（ロ）歳入を伴わないもの

譲 与 150 億円

これは国有財産法等の規定に基づき無償で国以外の者に財産を譲渡したもので，ほとんどが土地 3,370 千平方メートル，132 億円であり，その主なものは，大蔵省（一般会計）1,824 千平方メートル，125 億円の普通財産である。

交 換（減） 86 億円

これはほとんどが土地 292 千平方メートル，84 億円であり，その主なものは，大蔵省（一般会計）213 千平方メートル，64 億円の普通財産及び文部省（国立学校特別会計）45 千平方メートル，5 億円の公用財産である。

ロ．対内的異動によるもの（統計 14，15 参照）

これは所管換 2,077 億円，所属替 3,470 億円，引継 441 億円，整理替 330 億円等であり，それぞれ増加額に対応するものである。所管換と所属替等にあっては増と減との価格が符号しないが，その理由は，一般会計と特別会計との間，又は特別会計相互間の異動は，原則として有償として整理することとなっているため，所管換等により引き渡す省庁又は部局は，台帳価格をもって減とするが，所管換等により受ける省庁又は部局は時価によって取得し，その価格をもって増の整理をするためである。

通貨調整 1,049 億円

これは外国為替相場の変動等に伴い，国際機関に対する出資金の国有財産台帳価格の修正を行ったものであり，その主なものは，大蔵省（外国為替資金特別会計）1,031 億円の普通財産である。

7．国有財産の推移（統計 1，5，6 参照）

最近 5 か年間の国有財産の推移をみると，第 11 表のとおりであり，各年度における増加額の主な事由についてみると，

平成 2 年度は，購入（政府出資等等）1 兆 1,012 億円，新築（建物）2,876 億円，新設（工作物）2,725 億円，新造（船舶及び航空機）4,489 億円，出資 1 兆 3,516 億円を，

平成3年度は、購入（土地等）1,871億円、新築（建物）3,199億円、新設（工作物）2,880億円、新造（船舶及び航空機）3,864億円、出資1兆3,239億円を、

平成4年度は、購入（土地等）2,668億円、新築（建物）4,431億円、新設（工作物）4,014億円、新造（船舶及び航空機）5,563億円、出資2兆2,996億円を、

平成5年度は、購入（土地等）6,273億円、租税物納（土地等）5,796億円、新築（建物）6,182億円、新設（工作物）7,129億円、新造（船舶及び航空機）4,182億円、出資2兆903億円を、

平成6年度は、租税物納（土地等）8,525億円、新築（建物）5,636億円、新設（工作物）5,642億円、新造（船舶及び航空機）5,002億円、出資1兆4,887億円を上げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第12表のとおりである。

第11表 最近5か年間の国有財産の推移

（単位 百万円）

年 度	年度末現在額	前年度末に対する増加額
平成2	67,848,050	11,920,493
3	72,978,205	5,130,154
4	77,531,489	4,553,284
5	82,801,422	5,269,932
6	87,201,710	4,400,288

第12表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

（単位 億円、％）

年 度	政府出資	有価証券	計(A)	国有財産総額(B)	割合(A/B)
平成2	238,143	654	238,797	678,480	35.2
3	250,332	951	251,283	729,782	34.4
4	273,253	1,399	274,652	775,314	35.4
5	292,545	1,561	294,107	828,014	35.5
6	305,962	1,695	307,658	872,017	35.3

（注）「政府出資」とは、特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて、特定の法人に対し政府が出資等を行った額を示し、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株券等であり、いずれも年度末現在の価格である。

（参考）国有財産（土地）の推移

（単位 億平方メートル）

年 度	行政財産	普通財産	計
昭和20年度末	1,485	221	1,706
25	1,463	276	1,740
30	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
平成元	884	11	896
2	883	11	895
3	883	11	894
4	883	11	894
5	883	11	894
6	882	11	894

第4 国の庁舎等の整備

1. 国の庁舎等の整備の概要（統計 22 参照）

国の庁舎等とは、一般の官署、学校、病院、刑務所、飛行場、自衛隊の施設及び各種の工場等国の事務、事業及び企業の用に供されている財産（公用財産及び企業用財産）をいい、国家公務員宿舎（公用財産及び企業用財産）、森林、原野等（企業用財産）、皇居等（皇室用財産）、道路及び河川等（公共用財産）は含まれない。

これらの施設の整備については、それぞれ財産を所管している各省各庁の長が計画を立て大蔵大臣に協議をし（国有財産法第 14 条）、その営繕工事は一部を除き建設大臣が行うこととされている（官公庁施設の建設等に関する法律第 9 条の 2）。

国の庁舎は、国有地の有効利用と建築経費の節減並びに公衆の利便と公務の能率向上に資するため、できるだけ合同庁舎として建設することとしており、この場合には、大蔵大臣が整備計画を立て建設大臣が営繕工事を実施している。

2. 特定国有財産整備特別会計による整備

庁舎等の中には、平面的に散在し、土地の利用が効率的でないもの、あるいはその位置、環境等からみて他の用途に転用することが適当と認められるものがある。これらの特定の庁舎等については、使用の効率化及び配置の適正化を図るため、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の規定に基づき、大蔵大臣が関係各省各庁の長の意見をきいて、特定国有財産整備計画を策定し、集約立体化又は移転再配置を推進することとしている。

(1) 特定国有財産整備計画

特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（ただし、特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に属する財産、公共用財産及び提供財産以外の普通財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るとともに跡地の積極的な活用を推進するために策定する次の立体化及び再配置計画をいい、大蔵大臣が関係各省各庁の長に意見をきいて、これを定めることとしている。

イ．立体化計画—広く平面的に散在している庁舎等を集約立体化（耐火構造の 4 階以上の建物とする。）し、これに伴って不用となる庁舎等を処分する計画

ロ．再配置計画—庁舎等その他の施設で市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でないと認められるもの、その他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設を取得する計画

なお、平成 7 年度に決められた特定国有財産整備計画は 26 件で、取得予定財産の数量は、土地 227 千平方メートル、建物延べ 395 千平方メートル、処分予定財産の数量は、土地 465 千平方メートル、建物延べ 235 千平方メートルとなっている。

(2) 特定国有財産整備特別会計

特定国有財産整備特別会計は、特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため設けられたものであり、会計自らが事業を実施する特別会計である。この会計の所管大臣は、大蔵大臣及び建設大臣である。この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産、その他この会計の資産の処分による収入金、一般会計からの繰入金、借入金等であり、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及びその利子、事務取扱費等である。

この会計の平成 6 年度決算は、収納済歳入額 194,488 百万円、支出済歳出額 161,183 百万円、当該年度中の国庫債務負担行為による債務負担額 130,939 百万円である。

なお、平成 7 年度予算においては、歳入 226,116 百万円、歳出 226,116 百万円及び国庫債務負担行為 161,576 百万円が計上されている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計 23 参照）

国家公務員宿舎は、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、国の事務及び事業の円滑な運営に資するという行政上の必要から、「国家公務員宿舎法」（昭和 24 年法律第 117 号）に基づき、国家公務員を対象として、国自ら

その設置並びに維持及び管理を行っているものである。

公務員宿舎は、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿舎施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の政治活動の本拠とみられる議員宿舎などは含まれない。

国家公務員宿舎は、毎年度の大蔵大臣の定める宿舎設置計画に基づいて設置されるが、その方法としては、建設、購入、交換、寄附又は転用（例えば、用途変更によって宿舎とすることをいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借受けて、これを公務員宿舎として運用するものがある。

公務員宿舎の設置は、原則として大蔵大臣が行うこととなっているが、同一の省庁に所属する職員のみで貸与する目的で設置される宿舎（省庁別宿舎）で、5 現業特別会計がその負担において設置する場合、転用、交換又は寄附の方法により設置する場合及び特別の事情がある場合として大蔵大臣が指定する場合に限り、当該各省各庁の長がその設置を行うこととなっている。

また、宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の宿舎をいう。）については大蔵大臣が、省庁別宿舎については、当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

平成 6 年度において、国の予算により設置した宿舎戸数は約 7 千戸（独身寮 1 室も 1 戸と数えている。）であり、また平成 7 年 9 月 1 日現在における公務員宿舎の総戸数は約 33 万 6 千戸となっている。

第 6 大蔵省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計 26，27，28 参照）

大蔵省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第 6 条に規定する大蔵大臣の所管に係るもの、以下第 6 において同じ）は、第 13 表のとおり平成 6 年度末現在で 25 兆 243 億円となっており、国有財産総額 87 兆 12,017 億円の 28.7%を占めている。

普通財産は、既に述べたように行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に供されない財産である。その管理及び処分は、国有財産法等に特別の定めがあるほか、民法、借地借家法等私法の適用を受けるものである。行政財産は、貸付け、売払い、譲与等権利の移転又は私権の設定が特定の例外を除いてできないこととされている（3 頁参照）のに対して、普通財産は、これらの制限を受けることなく、原則として処分し、また、国以外の者に使用又は収益させることができることに特色がある。したがって、普通財産については、その管理行為のほかに処分行為が考えられる点において行政財産と異なる。

しかしながら、普通財産の中には、出資財産や提供財産のように、国が直接、国の事務、事業の用に供しているものではないが、その性質上、国の行政目的のために使用しているもの、道路、公園等公共施設の用に供するため地方公共団体等に貸し付けているもの等、公用財産、公共用財産に準ずべきものや、更に、将来の公的需要に備えて留保しているものもあり、これらは国の政策により保持しているという意味では直ちに処分することはできないものである。

2. 平成 6 年度中の増減額（統計 27，30 参照）

平成 6 年度中の総増加額は 2 兆 388 億円、総減少額は 2,874 億円であって、差引き 1 兆 7,514 億円の純増加となるが、政府出資等に係る増減額を除くと増加額 9,751 億円、減少額 2,454 億円であって差引増減額は 7,297 億円の純増加となる。

これを土地、建物、政府出資等の区別にみると第 13 表の増減及び現在額のとおりである。

普通財産の増減についても、行政財産と同様に、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」と国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、対外的異動によって普通財産が増加する場合としては、相続税法等の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人に対する出資により出資による権利又は株券を取得したとき等が、また、減少する場合としては、売払い、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等がそれぞれ挙げられる。一方、対内的異動によって増加する場合としては、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用

に供されなくなり，用途廃止されて普通財産となったものを，大蔵省が引き受けたとき等が，また，減少する場合としては，各省各庁へ所管換したとき等がそれぞれ挙げられる。

平成6年度中の増減状況を整理すると，第14表のとおりである。

第13表 大蔵省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額
(平成7年3月31日現在)

(単位 百万円，%)

区 分	数 量 単 位	増 加 額				減 少 額				現 在 額			
		数 量	価 格			数 量	価 格			数 量	価 格		
			金 額	割 合			金 額	割 合			金 額	割 合	
土 地	千平方メートル	18,460	941,817	46.2	96.6	13,396	240,215	83.6	97.9	848,000	6,136,482	24.5	928
立 木 竹	樹 木 千 本	2	19	0.0	0.0	0	1	0.0	0.0	533	1,331	0.0	0.0
	立 木 千立方メートル	2	8	0.0	0.0	2	7	0.0	0.0	533	1,850	0.0	0.0
	竹 千 束	—	—	—	—	0	0	0.0	0.0	10	3	0.0	0.0
	計		27	0.0	0.0		9	0.0	0.0		3,184	0.0	0.1
建 物	建千平方メートル	79				63				2,798			
工 作 物 機 械 器 具	延べ千平方メートル	129	20,007	1.0	2.0	82	2,664	0.9	1.1	4,138	253,877	1.0	3.8
			13,313	0.6	1.4		2,502	0.9	1.0		216,266	0.9	3.3
			17	0.0	0.0		37	0.0	0.0		761	0.0	0.0
船 隻	汽 船 千 隻 ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
	艦 船 千 隻 ト ン	—	—	—	—	—	—	—	—	0	3	0.0	0.0
	雑 船 千 隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	12	24	0.0	0.0
地 上 権 等	千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	13	28	0.0	0.0
政府出資等			1,063,691	52.2			42,028	14.6		4,847	131	0.0	0.0
合 計			2,038,875	100.0			287,458	100.0			18,413,625	73.6	
政府出資等を除いたものの合計			975,184		100.0		245,430		100.0		6,610,733		100.0

第14表 大蔵省所管一般会計所属普通財産異動状況 (平成6年度)

(単位 百万円)

異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価 格 計		割 合
	数 量	価 格	数 量	価 格		価 格		
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					%
対 外 的 異 動	3,298	841,797	54	9,058	1,054,400	1,905,257	93.4	
歳出を伴うもの	—	515	—	113	853,054	853,682	41.8	
歳出を伴わないもの	3,298	841,282	54	8,945	201,345	1,051,574	51.6	
対 内 的 異 動	15,162	100,020	74	10,948	22,650	133,618	6.6	
調整上の増加	5,975	86,934	54	10,664	22,483	120,081	5.9	
整理上の増加	9,186	13,085	20	284	166	13,536	0.7	
合 計	18,460	941,817	129	20,007	1,077,050	2,038,875	100.0	
異 動 の 内 容	土 地		建 物		そ の 他	価格計	割合	差引価格
	数 量	価 格	数 量	価 格				
(減 少 額)	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
対 外 的 異 動	8,731	89,549	77	1,970	32,690	124,210	43.2	1,781,046
歳入を伴うもの	5,780	60,418	11	418	7,968	68,804	23.9	784,877
歳入を伴わないもの	2,950	29,131	66	1,551	24,722	55,405	19.3	996,168
対 内 的 異 動	4,665	150,665	5	694	11,887	163,247	56.8	△29,628
調整上の減少	3,754	150,285	4	694	10,048	161,028	56.0	△40,946
整理上の減少	910	380	0	0	1,838	2,219	0.8	11,317
合 計	13,396	240,215	82	2,664	44,578	287,458	100.0	1,751,417

(注) 「その他」欄の()内は政府出資等を示し内書である。

3. 管理及び処分の状況

大蔵省所管一般会計所属普通財産のうち、土地及び建物について、平成6年度中における処分等の実績及び年度末現在の利用状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成6年度中の処分等の実績の概要は、第15表のとおりである。

イ. 売払い（統計33参照）

売払いは16,839件、608億円で、これを区分別にみると、土地5,780千平方メートル、604億円、建物延べ11千平方メートル、4億円である。

次に、売払いを相手方別に見ると、公共団体1,585件、135億円、公益法人96件、5億円、公共団体及び公益法人以外の法人3,520件、224億円、その他（例えば、物納財産をその借地権者等に売り払い、あるいは、住宅地等のなかに介在する旧里道、水路敷等を隣接の土地所有者に売り払う場合等）1,638件242億円となっている。

第15表 大蔵省所管一般会計所属普通財産処分実績（平成6年度）

（単位 百万円）

区 分	土 地			建 物			合 計		
	件 数	数 量	台帳価格	件 数	数 量	台帳価格	件 数	台帳価格	割 合
		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
売 払	16,819	5,780	60,418	20	11	418	16,839	60,836	59.6
時 価	16,773	5,720	56,461	20	10	382	16,793	56,844	55.7
減 額	46	60	3,956	—	1	35	46	3,992	3.9
交 換	65	213	6,470	1	0	14	66	6,485	6.4
譲 与	2,013	1,824	12,518	—	—	—	2,013	12,518	12.3
所 管 換	86	564	21,495	1	3	670	87	22,166	21.7
有 償	30	363	1,274	—	0	49	30	1,324	1.3
無 償	56	201	20,221	1	3	621	57	20,842	20.4
合 計	18,983	8,383	100,902	22	15	1,104	19,005	102,006	100.0

また、売払価格は原則として時価額によっているが、国有財産特別措置法、その他の法律の規定に基づき時価から減額して公共団体等に売り払ったものがある。この減額売払いしたものを相手方の用途別に分類してみると、学校施設28件、16億円、住宅11件、21億円等となっている。

なお、大口売払財産（1件3千平方メートル以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、統計33の〔参考〕のとおりである。

ロ. 交 換（統計34参照）

交換は66件、64億円で、これを区分別にみると、土地213千平方メートル、64億円、建物延べ2百平方メートル、14百万円である。

ハ. 譲 与（統計35参照）

譲与は2,013件125億円で、区分は、すべて土地である。

ニ. 所管換（統計36参照）

所管換は87件、221億円で、その内容は無償所管換（一般会計相互間）が57件、208億円、有償所管換（一般会計と特別会計相互間）が30件、13億円である。

無償所管換を区分別にみると、土地201千平方メートル、202億円、建物延べ3千平方メートル、6億円であり、有償所管換は、土地363千平方メートル、12億円、建物6百平方メートル、49百万円となっている。

(2) 管理の状況

平成6年度末現在における土地及び建物についての利用状況のうち主なものを挙げると、次のとおりである。

イ. 提供財産

我が国に駐留する米軍のために国有、公有、民有等各種の財産が提供されているが、このうち大蔵省所管一般会計所属の普通財産は1兆4,149億円である。

これを区分別にみると、土地68,678千平方メートル、1兆2,044億円、建物延べ3,263千平方メートル、2,105億円となっている。

ロ．使用承認財産

使用承認は、各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認める方法である。

使用承認中の財産は2,481億円で、これを区分別にみると、土地13,067千平方メートル、2,345億円、建物延べ281千平方メートル、135億円となっている。

ハ．貸付財産（統計29、31、32参照）

貸付けとは国以外のものに対して普通財産を貸し付けることをいい、これには有償貸付と無償貸付がある。更に有償貸付には、時価による貸付けと法律の規定に基づき時価から減額して貸し付ける減額貸付とがある。

貸付中の財産は31,905件、総額2兆9,682億円で、このうち無償貸付が4,427件、2兆455億円、時価貸付が26,701件、6,986億円、減額貸付が777件、2,239億円となっている。

次に、貸付財産の年度中の増減をみると、平成5年度末現在では29,365件、2兆8,144億円であったのに対し、平成6年度中の新規貸付等による増加は、5,390件、3,350億円、売払い等による減少は、2,850件、1,812億円で、差引き件数では2,540件の増加、価格では1,538億円の増加となっている。

貸付財産を相手方別にみると、公共団体5,416件、2兆1,169億円、公益法人231件、1,030億円、公共団体及び公益法人以外の法人2,734件、3,713億円、その他23,524件、3,768億円となっている。

減額貸付は、国有財産特別措置法、その他の法律の規定に基づき時価から減額して貸し付けるものであり、これを用途別にみると、学校施設533件、1,690億円、住宅96件、487億円、社会福祉施設37件、30億円、スポーツ施設22件、16億円、医療施設8件、7億円等となっている。

無償貸付は、国有財産法、その他の法律の規定に基づき地方公共団体等が普通財産を公共的な用途に使用する場合に無償で貸し付けるものであり、これを用途別にみると、緑地・公園・ため池・用排水路2,591件、1兆5,986億円、水道施設354件、339億円、社会福祉施設190件、190億円、火葬場・墓地・ごみ処理施設・屎尿処理施設・と畜場150件、184億円、学校施設44件、17億円、臨港施設38件、45億円等となっている。

なお、貸付中の財産を区分別にみると、土地98,635千平方メートル、2兆9,575億円、建物延べ305千平方メートル、107億円である。

4．普通財産の推移（統計26参照）

大蔵省所管一般会計所属普通財産の土地の面積の推移については、庁舎等の行政財産及び里道・水路等の公共物を用途廃止したことに伴い引き受けたもの、相続に伴って物納されたもの等の増加要因と、地方公共団体等へ譲渡したもの、各省各庁へ所管換したものの減少要因とがある。

最近の5年間についてみると、ゆるやかな増加傾向にある。

第7 国有財産審議会

国有財産審議会は、大蔵本省（国有財産中央審議会）並びに各財務局及び沖縄総合事務局（国有財産地方審議会）に設置され、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから任命された委員30人以内で組織されている。

国有財産中央審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、国有財産の管理処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項等を調査審議し、また、必要に応じ、これらの事項について、大蔵大臣に建議することができることとされている。

さらに、本審議会には、現在、専門的な事項を審議するため特別財産小委員会及び株式売却問題小委員会が設けられ、前者は返還財産等の利用について、また、後者は政府保有株式の処分について調査審議することとしている。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調

査審議し、また、必要に応じ、これらの事項について財務局長等に建議することができることとされており、平成 6 年度は 20 回開催している（統計 39 参照）。

第 8 NTT、JT 株式の売却状況

1. NTT 株式

昭和 59 年 12 月、日本電信電話株式会社法が成立したことを受け、翌 60 年 4 月、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（NTT）が発足し、同時に同社の総発行済株式 1,560 万株（資本金 7,800 億円、額面 5 万円）の全てが政府の所有となった（平成 7 年 11 月、NTT が所有していた NTT データ通信株式の上場に伴い、その売却益を基に株式分割（1：1.02）が行われ、発行済株式数は 1,591.2 万株（資本金 7,956 億円）となっている。）。

NTT 株式については、会社法上、政府に 3 分の 1 以上の保有義務が課せられており、全体の 3 分の 2 に当たる 1,040 万株（株式分割後 1,060.8 万株）が売却可能である。この 1,040 万株は、国債整理基金特別会計に帰属し、その売却収入及び配当金収入は国債償還財源に充てられ、残りの政府保有が義務付けられている全体の 3 分の 1 に当たる 520 万株（株式分割後 530.4 万株）は、産業投資特別会計に帰属し、その配当金収入は技術開発等に活用されている。

売却可能株式数のうち、これまで 61 年度、62 年度において各 195 万株、63 年度に 150 万株、合計で 540 万株を売却済である。

平成元～6 年度においては、株式市場の動向等を踏まえ売却を見送っている。

平成 7 年度においては、平成 2 年 12 月に策定した計画的売却方針に基づき 50 万株について売却のための予算計上を行っている。

2. JT 株式

昭和 59 年 8 月、日本たばこ産業株式会社法が成立したことを受け、翌 60 年 4 月、旧専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（JT）が発足し、同時に同社の総発行済株式 200 万株（資本金 1,000 億円、額面 5 万円）の全てが NTT 株式同様政府の所有となった。

JT 株式については、会社法上、本則において政府に 2 分の 1 以上の保有義務が課せられており、NTT 株式同様政府保有が義務付けられている全体の 2 分の 1 に当たる 100 万株は産業投資特別会計に帰属するとともに、残りの 100 万株については国債整理基金特別会計に帰属することとされた。但し、会社法附則において、政府は当分の間 3 分の 2 以上の保有が義務付けられているため、法律上当面売却可能な株式は全体の 3 分の 1 に当たる 66 万 6,666 株となっている。

平成 4～6 年度予算において法律上当面売却可能な約 66 万株について売却のための計上を行ったが、平成 4・5 年度については、株式市場の動向等を踏まえ売却を見送っている。

平成 6 年度においては、7 月入札公告、10 月末上場の日程で売却を実施し、約 39 万株を売却した。

平成 7 年度においては、法律上当面売却可能な約 66 万株のうち、平成 6 年度に売却済の株数を除いた約 27 万株について売却のための予算計上を行っている。